

令和2年11月30日招集

## 第8回若桜町議会臨時会会議録

(令和2年11月30日)

若桜町議会事務局

| 職務のために議場に出席した者の職・氏名 |               |                                     |      |
|---------------------|---------------|-------------------------------------|------|
| 事務局長                | 下石裕美          |                                     |      |
| 書記                  | 伊賀忍           |                                     |      |
| 提出議案の項目             |               |                                     |      |
| 件数                  | 件名            | 議案名                                 | 議決結果 |
| 1                   | 議案第108号       | 若桜町特別職の職員の給与及び旅費に関する条例の一部改正について     | 原案可決 |
| 2                   | 議案第109号       | 若桜町職員の給与に関する条例の一部改正について             | 原案可決 |
| 3                   | 議案第110号       | 若桜町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について | 原案可決 |
| 4                   | 議員提出議案<br>第5号 | 若桜町議会の議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について  | 原案可決 |

## 令和2年第8回若桜町議会臨時会（第1号）

|  |                |       |         |       |
|--|----------------|-------|---------|-------|
| 招集年月日                                      | 令和2年11月30日     |       |         |       |
| 招集の場所                                      | 若桜町役場（若桜町議会議場） |       |         |       |
| 開 会  | 午前9時10分        |       |         |       |
| 応招議員                                       | 1番             | 梶原 明  | 6番      | 前住 孝行 |
|  | 2番             | 青木 一憲 | 7番      | 中尾 理明 |
|  | 3番             | 山根 政彦 | 8番      | 山本 晴隆 |
|  | 4番             | 山本 安雄 | 9番      | 川上 守  |
|  | 5番             | 小林 誠  |         |       |
| 不応招議員                                      |                |       |         |       |
| 出席議員                                       | 1番             | 梶原 明  | 6番      | 前住 孝行 |
|  | 2番             | 青木 一憲 | 7番      | 中尾 理明 |
|  | 3番             | 山根 政彦 | 8番      | 山本 晴隆 |
|  | 4番             | 山本 安雄 | 9番      | 川上 守  |
|  | 5番             | 小林 誠  |         |       |
| 欠席議員                                       |                |       |         |       |
| 地方自治法第<br>121条の規定に<br>より、説明のため<br>会議に出席した者 | 町 長            | 矢部 康樹 | 教 育 長   | 新川 哲也 |
|  | 副 町 長          | 盛田 聖一 | 総 務 課 長 | 藤原 祐二 |

## 会議の顛末

本会議（11月30日）

### 議長（川上守）

おはようございます。

ただいまの出席議員数は9人です。

定足数に達していますので、令和2年第8回若桜町議会臨時会を開会します。

これより本日の会議を開きます。

#### 議事日程の報告

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

#### 日程第1

「会議録署名議員の指名」を行います。

本臨時会の会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、議長において山本安雄議員、小林誠議員を指名します。

#### 日程第2

「会期の決定について」を議題とします。

お諮りします。

本臨時会の会期は、本日1日限りとしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（異議なし）

異議なしと認めます。

したがって、会期は本日1日限りとすることに決定しました。

#### 日程第3

議案第108号 若桜町特別職の職員の給与及び旅費に関する条例の一部改正について、議案第109号 若桜町職員の給与に関する条例の一部改正について、議案第110号 若桜町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について、を一括して議題とします。

提案理由の説明を求めます。矢部町長。

### 町長（矢部康樹）

紅葉も終盤になり、いよいよ冬の到来です。最低気温も一桁台になり、今年こそ雪が降り、

氷ノ山が賑わう姿を思うばかりでございます。

昨年は、近年まれにみる雪不足で、2月1日までまとまった雪は降らず、スキー客は半減し、各種スキー大会は中止となり、スキー場としてはさんざんな年でございます。

本年は、12月19日土曜日にスキー場開きと併せて「安心観光・飲食エリア宣言」のセレモニーも予定され、コロナ禍でも安心して来ていただける、そんなスキー場にして行きたいと考えているところでございます。

また、若桜鉄道を利用して来ていただきますと、スキーやスノボ、さらにウェアのレンタル料等がほぼ無料になる企画もご用意し、手ぶらでスキー場に来ていただくことが可能となりました。

多くのお客様にスキーやスノボを楽しんでいただける、子どもから高齢者まで安心して来ていただける、そんな「わかさ氷ノ山スキー場」にしたいと思うところでございます。

さて、本日ここに、令和2年第8回若桜町議会臨時会を招集しましたところ、議員の皆様にはご出席を賜り、諸議案のご審議をいただきますことに対し、感謝を申し上げます。

新型コロナウイルスですが、10月下旬から急激に感染者が増加し、いわゆる第3波と言われる状況になって参りました。重症者も増加し、医療もひっ迫し、感染者が急増する段階（ステージⅢ）に入ったとみられる都道府県も出てまいりました。

これから先は、欧米のようなパンデミックにならないように手を打たないといけない段階であり、政府も観光支援事業である「Go Toトラベル」の見直しに踏み込み、11月25日には、感染者が急増している大阪市と札幌市を「Go Toトラベル」の対象から一時除外することとなったところでございます。これは、感染拡大の防止に集中し、社会経済活動を一時的に抑制しようとするものでございます。

我々町民としてできることは、新しい生活様式を今一度見直し、マスクの着用や手指消毒、さらには新しい働き方・学びなどを徹底することで、感染拡大を防ぐことができるものと思います。

年末年始もすぐそこに来ている中で、感染拡大地域におられるご家族やご親類なども多いと思いますし、その方々とお会い出来るようにするためにも、今は我慢の時と思うところでございます。

それでは、ただいま議題となりました議案につきまして、提案理由をご説明いたします。

議案第108号 若桜町特別職の職員の給与及び旅費に関する条例の一部改正について、でございますが、これは、本年、10月7日の人事院勧告に基づく特別職の国家公務員の給与改定に準じて、期末手当の支給月数を0.05月引き下げるため、本条例の一部を改正するものでございます。

続きまして、議案第109号 若桜町職員の給与に関する条例の一部改正について、でございますが、これは、議案第108号と同様に、人事院勧告に基づく国家公務員の給与改定に準じて、職員の期末手当の支給月数を0.05月引き下げるため、本条例の一部を改正するものでございます。

次に、議案第110号 若桜町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について、でございますが、これは、会計年度任用職員の期末手当について、今年度は、採用時に通知した「任用条件通知書」に記載の支給月数を据え置きとするため、本条例の一部を改正するものでございます。

以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

#### 議長（川上守）

これより質疑に入ります。  
質疑は一括して行います。  
質疑はありませんか。

（質疑なし）

質疑なしと認めます。

質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論は区分して行います。

議案第108号 若桜町特別職の職員の給与及び旅費に関する条例の一部改正について、討論はありませんか。

（討論なし）

討論なしと認めます。

討論を終結します。

議案第108号 若桜町特別職の職員の給与及び旅費に関する条例の一部改正について、を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なし）

異議なしと認めます。

したがって、議案第108号は原案のとおり可決されました。

これより討論に入ります。

議案第109号 若桜町職員の給与に関する条例の一部改正について、討論はありませんか。

（討論なし）

討論なしと認めます。

討論を終結します。

議案第109号 若桜町職員の給与に関する条例の一部改正について、を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なし）

異議なしと認めます。

したがって、議案第109号は原案のとおり可決されました。

これより討論に入ります。

議案第110号 若桜町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正

について、討論はありませんか。

(討論なし)

討論なしと認めます。

討論を終結します。

議案第110号 若桜町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について、を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なし)

異議なしと認めます。

したがって、議案第110号は原案のとおり可決されました。

日程第4

議員提出議案第5号 若桜町議会の議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について、を議題とします。

趣旨説明を求めます。2番、青木一憲議員。

**議員（青木一憲）**

議員提出議案第5号 若桜町議会の議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について。

別紙のとおり、若桜町議会の議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正することについて、地方自治法第112条及び若桜町議会会議規則第14条の規定により提出する。

令和2年11月30日提出、提出者 若桜町議会議員 青木一憲。賛成者 若桜町議会議員 山本晴隆、同じく小林誠、同じく山根政彦。

若桜町議会の議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正についてで、でございます。

提出理由としましては、期末手当について所要の改正を行うため、「若桜町議会の議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例」の一部を改正するものです。

概要としましては、先ほどの若桜町特別職

の職員の給与及び旅費に関する条例の一部改正と同様に、期末手当の支給月数を0.05月引き下げるものです。

施行日は令和2年12月1日です。また、令和2年12月に支給する期末手当の適用については、第5条中「100分の167.5」とあるのは「100分の165」とするものです。

ご審議のほどよろしくお願ひします。

**議長（川上守）**

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑なしと認めます。

質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(討論なし)

討論なしと認めます。

討論を終結します。

議員提出議案第5号 若桜町議会の議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について、を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なし)

異議なしと認めます。

したがって、議員提出議案第5号は原案のとおり可決されました。

これで、本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

令和2年第8回若桜町議会臨時会を閉会いたします。

午前 9時26分 閉会